

朝日税理士法人だより

朝日行政書士法人スタート！

暑い夏が終わりやっと過ごしやすい気候になってきたところですが、今回は朝日税理士法人より独立し、誕生した朝日行政書士法人についてご紹介させていただきます。

◆行政書士事務所から行政書士法人へ

令和2年7月1日に朝日行政書士法人が設立されました。代表社員2名・使用人行政書士1名・補助者3名と少数精鋭で業務を行っています。

◆行政書士業務は何をやっているの？

現在、行政書士業務として、大きく分けて二つの業務を行っています。一つは、建設業・宅建業を含む許認可の申請業務、もう一つは亡くなった方（以下被相続人）の相続手続業務です。

後者の相続手続業務は、弊社が特に力を入れている業務の一つですので詳しくご説明させていただきます。

◆一般的な相続手続の流れ

相続が発生した場合、大切な人を亡くして悲しみに暮れている時間もなく、沢山の手続が次から次へと必要になります。

- 年金手続
- 社会保険などへ埋葬料の請求
- 健康保険の切り替え
- 保険金の請求など

上記手続と並行して、被相続人の出生から死亡までの戸籍を収集する必要があります。

そもそも、なぜ戸籍収集をしなくてはならないのでしょうか。

それは、**相続人を確定させるため**です。「相続人が誰か？」ということは、戸籍を揃えてみて初めて確定することができるのです。しかし戸籍収集はとても厄介で、戸籍は**本籍地のある市町村で取得しなくてはなりません**。

最近は運転免許証でさえも本籍地の記載が省略されていることなどから、ご自身の本籍地がどこにあるかご存じない方も多くいらっしゃいます。被相続人が生まれてから亡くなるまでの間に本籍地の移動がなければ、戸籍収集は簡単に済みます。しかし、婚姻などの理由により本籍地に移動があ

ると、本籍地ごとに戸籍を請求しなくてはなりません。

戸籍謄本は、コンピュータ化される前には紙に直接手書きをしていました。手書きのものは、とても見やすい字もあれば、癖の強い字もありますので解読に苦労するものも多々あります。

そうはいつても相続人が確定しないと相続手続きは先へ進みません。

◆相続発生後に配当金を受け取るには？

続いて、金融資産についての手続きも行わなければなりません。

- 預貯金・有価証券の相続手続
- 有価証券等配当金の相続手続

最近では、一般の方でも上場株式を保有し、配当金を受けとっている方も多くいらっしゃいます。

配当金の受取方式としては、次の三つの方法があります。

- ①株式数比例配分方式・・・上場株式の配当金やREIT等の分配金を証券口座で受取る方法。
- ②登録配当金受領口座方式・・・指定口座にて一括で受領する方法。
- ③配当金領収証方式・・・直接現金をゆうちょ銀行で受領する方法。

この中で特に注意が必要なのが③の配当金領収証方式です。この方式では被相続人の証書を相続人がゆうちょ銀行に持って行っても現金化することができません。

現金化できないなら仕方ない・・・などと思わず、相続手続をすることにより相続人の銀行口座に振込んでもらうことも可能ですので、捨ててしまわないようにしてください。

◆まとめ

上記に挙げた手続の他にも、公共料金の支払い口座の変更や携帯電話解約手続きなど沢山の手続があります。

困った時は、どうぞご家族だけで悩まず専門家をご利用いただければ幸いです。

今後、朝日行政書士法人をよろしくお願い致します。
(文責:新子由利)

